

大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会との連携協定書

1. 目的

大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会とは、相互の連携強化を図ることで、大阪府中小企業団体中央会の会員である大阪府内の中小企業組合並びに中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」とする。）に対して、組合事業活性化や企業経営に関する諸課題の解決支援を通じて地域経済の活性化を目指すために、次のとおり協定を締結する。

2. 連携事項

大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会は、目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 中小企業組合の共同事業活性化に関すること
- (2) 中小企業等の生産性向上に関すること
- (3) 中小企業等の人材育成支援に関すること
- (4) 中小企業等のDX推進に関すること
- (5) 中小企業等の事業承継支援に関すること
- (6) 中小企業等のBCPに関すること
- (7) 中小企業等の販路開拓に関すること
- (8) 中小企業等の支援を通じた地域経済の活性化に関すること
- (9) その他本協定の目的のために必要なものに関すること

3. 定期的な協議

大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会は、2. 連携事項の具体的な実施事項に関して定期的に協議を行い、合意の上決定するものとする。

4. 協定の見直し

大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

5. 協定の期間

- (1) この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。
- (2) 大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

6. 守秘義務

- (1) 大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。
- (2) 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

7. 疑義

この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、大阪府中小企業団体中央会と一般社団法人大阪中小企業診断士会は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2026年6月23日

大阪府中小企業団体中央会

会長 野村 泰弘



一般社団法人大阪中小企業診断士会

理事長 細谷 弘樹

